

栃木県スキー連盟事務局員勤務体制及び賃金等支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県スキー連盟（以下「連盟」という。）の専任事務局員（以下「事務局員」という。）の勤務体制及び賃金等について必要な事項を定めるものとする。

(賃金等の種類、額及び支給方法等)

第2条 事務局員には下記により賃金及び通勤手当を支給する。

(1) 賃金は時給制とし、県内の最低賃金及び公共団体の賃金額等を参考に、午前8時から午後5時までの時給を別に定める。

(2) 午後5時から午後10時までの勤務の場合は、(1)の時給額に25%を割増した額を支給することができる。なお、午後10時から翌朝8時の勤務は命じないものとする。

(3) 休日に勤務した場合で、振替休日を取らない場合は(1)の時給額に35%を割増した額を支給することができる。

(4) 通勤手当は、別紙により算定し支給する。

2 賃金等の支給は翌月払いとし、勤務実績に応じ事務局長が出勤簿の確認を経て支給する。

3 栃木県スキー連盟会長（以下「会長」という。）は、社会情勢等により前項によることが不相当であると認めたときは、年度毎に賃金等を定めることができる。

4 会長は、長期に在職した事務局員の退職に際し、謝礼金を支給することができる。その支給については常任理事会で決定する。

(勤務時間等)

第3条 事務局員は、9月から翌年3月までの土日及び祝祭日を除く午前9時から午後5時までを勤務時間とし、12時から午後1時までは休憩時間とする。なお、業務多忙等により休憩時間も勤務した場合は、別の時間帯に1時間の休憩時間を取る。また、勤務時間内の金融機関対応、文書発送対応等による出張は勤務時間とみなす。

2 勤務日及び勤務時間については、第1項を原則とし事務局長と協議の上決定する。

3 年末年始及び4月から8月までの勤務日については、事務局長と協議の上出勤日及び勤務時間を決定する。

4 勤務日以外に勤務を命じた場合には、振替休日を与える。

(旅費等)

第4条 事務局員が業務により交通機関又は自家用車により出張する場合は、栃木県スキー連盟旅費規程に準じ旅費を支給することができる。なお、通勤途上に業務を行うため関係機関に立ち寄る際の旅費は、通勤手当と調整することができるものとする。

(改廃)

第5条 この要領の改廃は理事会の決議による。

附則

1 この規程は、2022年6月25日から施行する。

栃木県スキー連盟事務局員の賃金等の額

2022年6月からの賃金及び通勤手当を下記とおりとす。

賃金 時給 1,000 円とする。

通勤手当 自宅から事務所までの往復の距離に 1 k m 当たり 25 円を乗じた金額を日額とし、所得税法施行令第 2 0 条の 2 に定める非課税額を月の上限額として支給する。